

令和7年度（2025年度）

指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務委託仕様書

第1 適用範囲

- 1 この仕様書は、熊本県（以下「委託者」という。）が行う指定管理鳥獣捕獲等調査業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 別に定める金抜き設計書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

第2 事業の趣旨

ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害は高い水準で推移しており、ニホンジカにおいては、食害が林内の下層植生にも及び森林資源の循環利用や森林保全上大きな支障をきたす恐れもある。本事業では、市町村による有害鳥獣捕獲が難しい奥地を対象として、ニホンジカによる森林被害が大きい球磨地域とイノシシの有害捕獲頭数が県内でも突出している天草地域を実施地域とし、ニホンジカ、イノシシの捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）に必要な調査及び実施する捕獲事業の評価・検証調査を行い、その結果を取りまとめるものである。

第3 業務の内容等

業務の内容は、金抜き設計書及びこの仕様書のとおりとし、業務の実施に当たっては、別に定める「令和7年度（2025年度）指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に沿って進めるものとする。

主な業務内容は、次のとおりとする。

区分	球磨地域（ニホンジカ）	天草地域（イノシシ）
業務の内容	1 事前調査(予備、現地踏査) 2 行動把握等調査 （フィールドサイン調査他） 3 捕獲実施結果の評価・検証 4 報告書の作成	1 事前調査(予備、現地踏査) 2 行動把握等調査 （フィールドサイン調査他） 3 捕獲実施結果の評価・検証 4 報告書の作成

※調査範囲は位置図のとおり

第4 業務の着手

- （1）受託者は、契約締結後速やかに業務に着手し、着手届を委託者に提出しなければならない。

- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地確認調査を開始することをいう。

第5 業務計画

受託者は、業務着手したときは、委託業務契約書及び金抜き設計書に基づいて業務計画書を委託者に提出することとする。この場合、業務計画書には別に規定するもののほか、次の事項について記載すること。

- (1) 業務の概要
- (2) 業務の実施位置及び方法
- (3) 業務において使用する機材
- (4) 業務実施に必要な許認可等の申請及び協議計画
- (5) 安全管理計画
- (6) 緊急時の連絡体制
- (7) 工程計画

第6 打合せ協議等

受託者は、委託者の指示する段階において打合せ協議を実施するとともに、作業中においても委託者と密接な連絡を取ることとし、その際の記録を打合せ記録簿（参考様式4）に記録し、発注者、受注者それぞれが押印し、同じものを保管する。

第7 業務関係法規の遵守及びそれらに関する手続等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては関係法規を遵守し、業務の円滑な進捗を心掛け、諸法令の運営、適用は受託者の負担と責任において行われることとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり関係機関との連絡を保つとともに、それらの関係機関への届出等が必要な場合には、受託者の責任と費用負担において実施しなければならない。
- (3) 受託者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、あらかじめ委託者と協議し、その内容を記載した文書を委託者に提出しなければならない。

第8 地元関係者との調整等

業務を実施する地域においては、地元市町村、有害鳥獣対策協議会、猟友会、関係者等と連絡調整し取り組むこととする。

第9 土地への立ち入り等

- (1) 受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、委託

者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

- (2) 受託者は、業務実施上で立木を伐採する必要がある時、又は立木に損傷を与えた時は速やかに委託者へ届け出て指示を受けること。

第 10 検査

- (1) 受託者は、契約書第 15 条第 1 項の規定により成果品を委託者に提出する際には、特記仕様書により義務付けられている資料の整備を全て完了し、委託者に提出していただかなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

第 11 条件変更等

- (1) 受託者は、金抜き設計書で明示されていない履行条件について予想できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予想することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

ア 現地への立ち入りが不可能となった場合

イ 天災その他不可抗力による損害

ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第 12 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施中、事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように、十分な注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、業務箇所に関係者以外の立ち入り等禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
- (4) 受託者は、登山者等の入山者に業務実施中であることを周知するため、登山口等標示板等を設置するなどし、事故防止に最大の注意を払わなければならない。

第 13 事故防止

- (1) 受託者は、業務実施中に業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事

故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等を委託者に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、県民等から苦情等を受けた場合は速やかに委託者に報告しなければならない。

第 14 業務完了報告書（成果品）の提出

受託者が業務完了検査時に提出する成果品は、次のとおりとする。

(1) 成果品

- ア 調査報告書（紙媒体） 1 部
- イ 調査報告書（電子媒体） 1 部
- ウ 調査資料一式
- エ 調査報告書概要版（A 4 ・ 2 枚程度）電子媒体

(2) 中間報告

履行期間途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。